

株式会社 あかね会  
ケアステーション えがお運営規程  
( 居宅介護・重度訪問介護・行動援護 )

**(事業の目的)**

第1条：この規程は、株式会社あかね会（以下「事業者」という。）が設置する【ケアステーションえがお】（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）行動援護（以下、「指定行動援護」という。）及び通院介助の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定行動援護、通院介助（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい者及び障がい児の保護者（以下、「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

**(運営の方針)**

- 第2条 事業所は、利用者等が居宅等において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 事業所は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する利用者等が居宅等において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
  3. 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
  4. 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
  5. 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年沖縄県条例第29号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年沖縄県条例第31号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

#### (事業の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### (事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：ケアステーション えがお
- (2) 所在地： 沖縄県糸満市真栄里 2055 番地の 1 プラントール蒼
- (3) 連絡先：098-987-0757

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名(常勤兼務：訪問介護事業所管理者・訪問介護員)

管理者は、従業者の管理、指定生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス管理責任者：1名以上 (常勤・従業者兼務)

サービス提供責任者は、次の業務を行うものとする。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定行動援護については「行動援護計画」という。)を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定行動援護にあつては、「行動援護計画書」という。)を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書、又は行動援護計画書を交付する。

(イ) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、又は行動援護計画(以下「居宅介護計画等」という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者：2.5名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
  - (2) 休業日：日曜日、暴風警報発令時、12月31日から翌年1月1日までを除く。
  - (3) 営業時間：午前8時30分から午後17時30分まで  
(ただし、特別な事情がある場合においては、この限りではない)
  - (4) サービス提供日：月曜日から日曜日までとする。  
(但し、災害時(暴風警報発令時等)、12月31日から翌年1月1日までを除く。)
  - (5) サービス提供時間：午前00時00分から午後23時59分までとする。
2. 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
3. サービスの提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

#### (指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい児・者
    - (ア) 肢体不自由
    - (イ) 視覚
    - (ウ) 聴覚言語(筆談可能な者に限る)
    - (エ) 内部障害
  - (2) 知的障がい児・者
  - (3) 精神障がい児・者
  - (4) 厚生労働省が定める難病患者等(18歳未満の者を含む)
2. 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 身体障がい児・者
    - (ア) 肢体不自由
    - (イ) 視覚
    - (ウ) 聴覚言語(筆談可能な者に限る)
    - (エ) 内部障害
  - (2) 厚生労働省が定める難病患者等(18歳未満の者を含む)
  - (3) 精神障がい児・者
3. 指定行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 知的障がい児・者
  - (2) 精神障がい児・者
  - (3) 厚生労働省が定める難病患者等(18歳未満の者を含む)

## (指定居宅介護の内容)

第8条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- (3) 身体等の介護に関する内容
  - ア 食事の介護
  - イ 排せつの介護
  - ウ 衣類着脱の介護
  - エ 入浴の介護
  - オ 身体の清拭、洗髪
  - カ 通院介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
  - キ その他必要な身体の介護
- (4) 家事援助に関する内容
  - ア 調理
  - イ 衣類の洗濯、補修
  - ウ 住居等の掃除、整理整頓
  - エ 生活必需品の買い物
  - オ 関係機関との連絡
  - カ その他必要な家事
- (5) 重度訪問介護に関する内容  
入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (6) 指定行動援護に関する内容
  - ① 予防的対応
    - ア 初めての場所で何が起こるかわからない等のため、不安定になったり、不安を紛らわす為に不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること。
    - イ 資格、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に本人の司会に入らないよう工夫するなど、どんな条件の時に問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等をおこなうことなど。
  - ② 制御的対応
    - ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった際に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること。
    - イ 危険である事を認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な

行動、自傷行為を適切におさめること。

ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応。

### ③身体介護的対応

ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助

ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

### (7) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2)から(6)に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

### (サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

1. 他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や被害を及ぼすことを行ってはならないものとする。

2. 職員に対し、暴力行為及び威圧的な言動を行うこと。

3. サービス利用の中止及び時間の変更についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。

\*ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

(1) 訪問予定時間の2日前までに連絡を受けた場合：無料

(2) 訪問予定時間の前日17：30までに連絡を受けた場合：無料

(3) 訪問予定時間までに連絡を受けなかった場合：

①訪問予定時間が30分の場合：1,000円

②訪問予定時間が60分の場合：2,000円

(4) 訪問予定時間の当日までに利用時間の変更等の連絡が無く、訪問終了予定時間を過ぎる場合：30分につき1,000円

4. 体調・健康状態に異常がある場合、その旨を申し出るものとする。

5. 医師が他の者に感染する疾病であると診断した場合には、サービスを利用することはできないものとする。

6. 職員に対し贈答や飲食等のもてなしは、制度上禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。

7. 制度上の対象外のサービスの利用については、次の通りの利用料の支払いを受ける事ができるものとする。(例：支給決定前の利用)

(1) 制度対象外サービス：2,000円/1時間

(2) 制度対象外サービス：1,000円/30分

8. 個人情報保護上、職員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、お知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。

9. 地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。
10. 感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただきます。
11. 訪問途中の事故等により訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別のヘルパーがお伺いする場合があります。

(利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等)

第 10 条 指定居宅介護を提供した際には、利用者及び障がい児の保護者から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2. 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障がい児の保護者に交付するものとする。
3. 第 11 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障がい児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
  - (1) 通常のサービス提供実施地域外 1,300 円
  - (2) 以後、1 キロメートル増すごとに 100 円
4. 制度上の対象外のサービスの利用については、次の通りの利用料の支払いを受ける事ができるものとする。(例：支給決定前の利用)
  - (1) 制度対象外サービス：2,000 円/1 時間
  - (2) 制度対象外サービス：1,000 円/30 分
5. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
6. 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 11 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する工学障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定

障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町八重瀬町の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2. 主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3. 指定居宅介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4. 指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、事故原因を調査のうえ、事業者に過失があると認められた場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条：事業所は、非常災害に関する具体的計画（消防計画・風水害・地震）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年 1 回行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条：事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第 16 条 事業所は、その提供した指定居宅介護に関する利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設





(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
  - (2) 虐待防止に関する関係機関との連携
  - (3) 成年後見制度の利用支援
  - (4) 苦情解決体制の整備
  - (5) 従業員に対する虐待防止の啓発及び普及するための研修の実施
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 21 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
3. 事業者は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための体側を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施。

(意思決定支援)

第 22 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスを利用する本人による意思決定を尊重し、本人がサービスの提供を通して最善の利益を享受できるよう「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づきサービスの提供をおこなうものとする。

1. 個別支援計画の作成等：自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し適切な検討を行う。
  - (1) 当該利用者の意思及び判断能力等について適切に把握を行う。
  - (2) 個別支援会議等について、利用者本人が参加するものとし、意向等を再確認する。
  - (3) 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める。
  - (4) 本人の意思決定が他者への権利を侵害する場合にはそのリスク説明や代替案が無いか

説明を行う。

(5)意思を決定する事に困難を抱える場合には、相談支援専門員及び介護支援専門員を含めた関係機関と連携を通して意思決定支援を進める。

2. 事業所は、職員に対する意思決定支援等の研修を1回/年実施する。
3. 事業所は、利用者の意思決定に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
4. 事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修：採用後1カ月以内

(2)継続研修：年2回

2. 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
3. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。
4. 事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、必要な事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。